

北潟漁業協同組合内共第 16 号第五種共同漁業権遊漁規則

(目 的)

第1条 この規則は、この組合の有する内共第 16 号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（こい、ふな、うなぎ、わかさぎ及びえびをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭又はオンラインシステムでしなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第10条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに、第6条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれ中欄の漁具・漁法により、右欄の規模の範囲内でなければならない。

魚 種	漁具・漁法	規 模
こ い ふ な う な ぎ わ か さ ぎ え び	竿 釣	1 人 4 本以内
	たも網	

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄の期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
こ い ふ な う な ぎ わ か さ ぎ え び	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

2 日没から日の出まで、竿釣およびたも網による遊漁はしてはならない。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄の区域内においては、同表の

右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
あわら市北潟西赤尾線塩尻橋 上流端から上流の区域	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

2 次の表の左欄の漁具・漁法は右欄の区域内において行ってはならない。

漁具・漁法	区 域
投げ釣り	あわら市浜坂 29 字及び細呂木 5 字の北潟湖岸（通称：牛ヶ鼻）に設置した標柱より上流 200m 及び下流 200m の区域

（全長制限）

第 6 条 次の表の左欄の魚種は、それぞれ右欄の全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
ふ な	9 センチメートル以下
うなぎ	40 センチメートル以下

（遊漁料の額及び納付方法）

第 7 条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第 1 号の場合において、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は身体障害者のときは同号に掲げる額の二分の一に相当する額とする。

魚 種	漁具・漁法	期 間	遊 漁 料
こ い ふ な う な ぎ わかさぎ え び	竿 釣 たも網	1 日	1 人 500 円 20 人以上の団体 1 人当たり 400 円

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

（1）北潟漁業協同組合（あわら市北潟 17 号 8 番地）

（2）組合が委託した遊漁承認証取扱店

トミタ理美容店 （あわら市北潟 28 号 10 番地 2）

ファミリーショツプたけしま （あわら市北潟 58 号 18 番地 1）

（遊漁承認証に関する事項）

第 8 条 組合は、第 2 条第 1 項の承認をしたときは、別記様式第 1 号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

別記様式第 1 号

遊 漁 承 認 証

表

裏

No.	
遊漁承認証	
下記の通り遊漁を承認します。	
記	
遊 漁 者	(住所)
	(氏名) (年令)
承認期間	
魚 種	
漁具・漁法	
遊漁区域	
遊漁料	
発行者	
北潟漁業協同組合 ㊤	

○注 意 事 項
1 遊漁中は必ず本証を携帯してください。なお、本証の使用は記名者本人に限ります。
2 漁場監視員の巡視の際は本証を提示してください。
3 漁場監視員が遊漁規則に反する行為を認めた場合は、遊漁の中止を命ずることができます。
4 本証の再発行はいたしません。
○ 当組合が行っている増殖事業及び漁場管理
1 当組合が行っている増殖手法は、稚魚放流および禁止区域の設定です。
2 この湖は、組合員、遊漁者が限られた水産資源を有効に利用できるように配慮しています。ご意見は下記の組合事務所までご連絡ください。

(遊漁に際し守るべき事項)

- 第 9 条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

- 第 1 0 条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
- 2 漁場監視員は、別記様式第 2 号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

漁 場 監 視 員 証

表

裏

No.	注 意 事 項
漁場監視員証	
下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。	1 漁場監視の際は必ず本証を携帯すること。
(氏名) (年令)	2 被取締り者の請求のあるときは、この証を提示する。
(住所)	3 取締りに当たっては、言語態度を温和に接する。
有効期間	4 取締りは公平にして厳重にしなければならない。
発行者	5 漁場監視員は、いかなる場合も、遊漁者に対して、暴行若しくは脅迫を加え、又は威嚇を行ってはならない。
北潟漁業協同組合 ㊤	

(違反者に対する措置)

第 1 1 条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

(附 則)

この規則は、行政庁の認可のあった日から施行する。

